

# 奈良工業高等専門学校間接経費取扱規程

平成 31 年 4 月 11 日制定  
令和 6 年 3 月 14 日改正

## (趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）において行う共同研究、受託研究、受託事業、補助金及び寄附金（以下「外部資金」という。）の受入における間接経費及び一般管理費（以下「間接経費等」という。）の取扱いについては、本校が定める規程、独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（平成31年規則第132号）、及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において「間接経費」とは、共同研究、受託研究、受託事業、補助金及び寄附金において当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）以外に必要となる経費をいう。

2 この規程において「一般管理費」とは、国等からの委託や競争的資金に係る研究、事業及び補助金において直接経費以外に必要となる経費のうち間接経費に代わり計上する経費をいう。

## (間接経費等の受入方法)

第3条 間接経費等は、共同研究、受託研究、受託事業、寄附金及び国等から間接経費等が措置された経費を受入れる際に併せて受入れるものとする。

## (間接経費等の受入割合)

第4条 間接経費等の算定区分・積算率及び学内配分率は、別表1・2のとおりとする。

2 第1項の規定にかかわらず、民間企業等が別表1に掲げる積算率と異なる率を定めているときは、校長と別途協議し定めることができる。

## (間接経費等の管理運営)

第5条 校長は、本校の管理運営、教育研究並びに社会貢献事業を推進するために、第2条に定める経費の一部を使用することができる。

## (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、間接経費等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成31年4月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行に伴い、「外部資金から間接・管理経費を徴収することについて（平成19年3月8日制定）」は廃止する。

## 附 則

この規程は、令和5年10月17日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（間接経費等積算表）

	区分	間接経費等の 積算率	備考
①	寄附金(教員研究助成金)	30/130	総額の内数で算出
②	寄附金(財団による研究助成)	財団提示率	総額の内数で算出
③	寄附金(学生支援事業, 教育支援事業, 個人から の寄附金等)	0%	総額の内数で算出
④	共同研究	30%	直接経費に左記率を 乗じて算出
⑤	受託研究・受託事業(民間等)	30%	直接経費に左記率を 乗じて算出
⑥	国等公的機関との受託研究・受託事業・補助 金等	提示率	直接経費に左記率を 乗じて算出

別表2(学内配分率)

区分	機構	学科	校長裁量
共同研究, 受託研究, 受託事業(民間等), 寄附金における間接経費	10%	45%	45%
科研費, 受託研究, 受託事業(国プロ及び国 プロ起源の民間)の間接経費	10%	45%	45%